

環 環 管 第 5 2 号

令和 3 年 7 月 1 6 日

京都市環境影響評価審査会

会 長 東 野 達 様

京都市長 門 川 大 作



「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）
の設置」に係る配慮書案について（諮問）

「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）
の設置」に係る配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第
1・3条第2項の規定に基づき、環境配慮の観点からの意見を求めます。